

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本カヌー連盟（以下「本連盟」という）及び本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という）に登録している役員及び競技者の規範、及びこれに関連する事項を定め、役員・競技者の保護と支援、並びにカヌースポーツの健全な普及、発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程の役員及び競技者とは、本連盟及び加盟団体に登録している役員及び競技者をいう。

## 第2章 役員及び競技者の遵守事項

### (遵守事項)

第3条 役員及び競技者は次のことを遵守しなければならない。

- (1) カヌースポーツのルールと礼節を遵守し、本連盟及び加盟団体の品位と名誉を重んじ、常にフェアプレーに終始する。
- (2) 常に相手を尊重し、自己の最善を尽くす。
- (3) 自らの物質的利益や名声を得る目的のためにカヌースポーツを行うものではない。
- (4) スポーツの価値を脅かすドーピングや八百長、未成年の飲酒・喫煙、スポーツ指導における各種ハラスメントや暴力行為など明らかにフェアプレー精神に違反した行為は行なわない。また、違法賭博行為や反社会的勢力等との関わりは一切あってはならない。
- (5) オリンピック及び国際カヌー連盟（ICF）等が主催する国際競技会に派遣された場合、本連盟が指定したユニフォームを必要に応じて着用しなければならない。
- (7) その他、本連盟の定款、定款施行細則、諸規程に盛られた条文、及び精神を遵守するものとする。

### (本連盟の承認を要する事項)

第4条 役員及び競技者が、次に掲げる行為を行う場合、事前に本連盟の承認を得なければならない。

- (1) 放送、新聞、出版、広告媒体等のマスメディアから取材を受ける場合。但し報道目的の取材の場合、原則としてその限りではない。
- (2) 放送、新聞、出版、広告媒体等の行事（放送、講演会、講習会、座談会等）に出演、参加する場合。
- (3) 商業目的の放送、映画、演劇、その他のイベント等に参加する場合。
- (4) 自らの氏名、写真、又は競技実績を広告及び商品化に使うことを許可する場合。
- (5) 自らの肖像権を行使し広告・宣伝、商品化を行う場合。

### (違反行為の処分)

第5条 役員又は選手が、第3条又は第4条の規定に違反した場合、その違反の程度に応じ、「定款」第13条、及び「役員懲戒規程」に基づき厳正に処分を行う。

## 第3章 選手肖像の商業的利用に関する事項

### (肖像・肖像権・肖像の商業的利用の定義)

第6条 肖像・肖像権・肖像権の商業利用の定義を以下の通りとする。

- (1) 肖像とは、自己の写真、動画、似顔絵、名前、ニックネーム、サイン、手形、足形、音声等を意味する。
- (2) 肖像権とは、自己の肖像を利用する権利を意味する。但し、報道目的でメディアが使用する場合は、基本的に肖像権の対象とはならない。
- (3) 肖像の商業的利用とは、企業等が選手の肖像や名声等を利用して、企業自身や企業の取扱商品・サービスのイメージアップや販売促進を図ったり、商品化をしたりすることを意味する。

(利用上の注意事項)

第7条 選手が肖像権を行使する場合以下の条項を遵守しなければならない。

- (1) 本連盟の事前承認を得るものとし、原則として本連盟がマネージメントを行う。
- (2) オリンピックをはじめとするJOCが管理する国際競技大会の関連プロパティやイメージを使用しないし流用しないこと。但し選手のプロフィール記載の中で、特別際立った扱いを行わない範囲で、大会出場実績を掲載する事は可能。
- (3) オリンピックをはじめとするJOCが管轄する国際競技大会に出場する場合、IOC、OCA等の当該大会を統括する組織が定める商業活動の規制期間内ではないこと。
- (4) 肖像権等を利用して商業活動を実施する選手は、JOCのアスリートプログラム規定に基づき、エリートA、B、ユースエリートとして認定された選手の日常スポーツ活動に対するスポーツ振興基金助成金の対象外となり交付されない場合がある。

(報酬)

第8条 本連盟の承認を得て競技者が、自らの肖像権を行使し広告・宣伝・商品化を行う場合の報酬(又は賞金)については、マネージメントを行う本連盟が受取り、第9条の規定により配分を行うものとする。

(配分)

第9条 本連盟がマネージメントする肖像権使用報酬の配分に付いて以下の通りとする。

- (1) 原則として本連盟に支払われた契約料の85%が当該選手へ支給し、15%を本連盟が受領する。
- (2) 本連盟が、当該選手の申し出によりマネージメント会社を仲介することを認めた場合の契約料に付いては、別途本連盟とマネージメント会社間で契約を取り交わすものとする。

(講演料、出演料等)

第10条 講演会、講習会、座談会等の出演料又は報酬等については次の通り取り扱うものとする。

- (1) 本連盟がマネージメントする場合は、本連盟に支払われた出演料の85%を当該選手に、15%を本連盟が受領する。
- (2) 当該選手の申し出によりマネージメント会社を仲介する場合、報酬等の扱いについては第9条第2項に準じ別途契約を交わすものとする。
- (3) 講演会、講習会等へ参加した場合の旅費等必要経費は、当該選手個人へ全額支給する。

## 第4章 改廃等

(本規程に属さない事項)

第11条 本規程に属さない事項が発生した場合は、原則として理事会で協議し決定するものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は理事会の議決を経て、社員総会の承認を要する。

(付 則) この規定は平成 23 年 12 月 23 日の社員総会における議決に従って、同日より施行するものとする。

(平成 22 年 4 月 8 日 公益社団法人登記日、第 1 次規程制定)  
(平成 23 年 12 月 23 日 社員総会第 2 次規程制定)